

高石市立取石幼稚園・取石保育所の認定こども園への移行に係る 事業者選考委員会における傍聴基準

第1 目的

この基準は、高石市立取石幼稚園・取石保育所の認定こども園への移行に係る事業者選考委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関して必要な事項を定める。

第2 傍聴の申し出

委員会を傍聴しようとする者は、別に定める要領に基づく決定を受けた後、係員の指示によって傍聴席に着かなければならない。

第3 傍聴の制限

傍聴者は10名以内とし、その決定方法等は別に定める。

第4 傍聴の禁止

次項の遵守事項を守らない者は、傍聴をすることができない。

第5 傍聴者の遵守事項

- (1) 静粛を守り、私語及び談笑をしないこと。
- (2) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 委員の言論に対し批判を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (4) 傍聴席には録音機器又はカメラを持ち込まないこと。
- (5) その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

第6 違反に対する措置

委員長は、傍聴者がこの基準に違反したと認められるときは、直ちにその者の傍聴を禁止し、退場を命ずることができる。

第7 施行期日

この基準は、平成21年11月12日から施行する。